

第30回広島大学経営協議会議事要録

日 時 平成23年3月18日（金） 13時30分～14時10分

場 所 広島大学学士会館（2階「レセプションホール」）

出席者 学外委員：有本，大歳，大南，小笠原，北島，郷の各委員
学内委員：浅原，岡本，越智，河本の各委員

列席者 山根理事・副学長，坂越副学長，佐藤副学長，西口監事，間田監事，坂下学長補佐，佐藤学長補佐，相田学長補佐，越智副理事，香川副理事，松浦副理事，渡部副理事，土屋副理事，藤岡副理事，西田副理事，星野副理事，児島副理事，森副理事，山口副理事，高橋副理事，坂田副理事，三井副理事，竹内学長支援グループリーダー，西村法学部長，宜名眞経済学部長，吉栖医学部長，高田歯学部長，大塚薬学部長，檉原総合科学研究科長，山内文学研究科長，棚橋教育学研究科長，富岡社会科学研究科長，出口理学研究科長，高萩先端物質科学研究科長，吉田工学研究科長，江坂生物圏科学研究科長，小林医歯薬学総合研究科長，池田国際協力研究科長，木下法務研究科長，神谷原爆放射線医科学研究所長，太田評価委員会委員長

開会に先立ち，このたびの東北地方太平洋沖地震により犠牲になられた方々に対して，哀悼の意を表し，黙とうを行った。

（開会）

浅原学長から，開会に当たり挨拶及び委員の紹介があった。

（議事の1）

● 平成23年度年度計画について

（浅原学長提案，河本理事（財務・総務担当）説明，別紙1）

◇ 平成23年度年度計画については，中期計画に基づく平成23年度の業務運営に関する計画として，今年度末までに文部科学大臣に届け出ることとなっており，平成22年度年度計画の進捗状況を踏まえ，平成23年度年度計画案を作成した。

なお，「Ⅰ 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」から「Ⅴ その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置」及び別表（学部の学科，研究科の専攻等の名称と学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数）のうち，経営に関する事項以外については，教育研究評議会において既に審議済みである。

本日，承認いただければ，既に教育研究評議会の議を経ている経営に関する事項以外の部分と併せて，役員会へ付議することとしたい。

以上のような提案・説明があり，審議の結果，原案どおり承認した。

（議事の2）

● 平成23年度当初予算について

（浅原学長提案，河本理事（財務・総務担当）説明，別紙2）

◇ 平成23年度当初予算については，第29回経営協議会（平成23年1月20日開催）で報告した予算編成方針に基づき作成している。平成23年度においては，第一期中期目標期間の効率化係数に代わる大学改革促進係数による予算の削減がなされている厳しい状況であるが，基盤的な教育研究経費を確保・充実しつつ，第二期中期目標・中期計画の着実な実施に向けた機動的・戦略的予算を確保するなど，限られた財源を有効に活用できるよう工夫している。

平成 23 年度の予算総額は、運営費交付金、自己収入（学生納付金、病院収入、受託研究等収入、寄附金収入等）に施設整備費補助金等を加えた約 745.8 億円となる。平成 22 年度補正後予算総額と比べて約 4.4 億円の増であり、その主要な要因は、施設整備費補助金等の増である。

予算編成の主なポイントとして、①大学改革促進係数の運用による運営費交付金削減（△258,207 千円）への対応、②本中期目標期間内に想定される全学的な教育研究環境整備事業などの事項へ機動的かつ戦略的に充当する予算の確保（21.2 億円）、③学生支援充実のため授業料免除枠の拡大（学部・修士課程：6.3%→7.3%、博士課程：6.3%→12.5%）、④文部科学省特別経費（プロジェクト分、基盤的設備等整備分等）を活用した特色ある事業の展開等がある。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案どおり平成 23 年度当初予算案を承認し、役員会へ付議することとした。

なお、下記の事項について報告があった。

- ・第 4 期科学技術基本計画の検討状況について

（議事の 3）

● 長期借入金償還計画等について

（浅原学長提案、河本理事（財務・総務担当）説明、別紙 3）

- ◇ 法人化以前に、財政融資資金を財源とする国の予算で整備した病院の建物、設備に関する借入金残高は、平成 16 年 4 月に各国立大学法人に承継され「国立大学財務・経営センター債務負担金」として償還していく必要があり、また、法人化後に借入れたもの及び新規に借入れるものを含めて、文部科学大臣へ償還計画及び借入金認可申請を提出し認可を受けて借入れ及び償還していく必要がある。

平成 22 年度末の債務総額は元金が約 172 億円であり、平成 23 年度の償還は、元金約 14 億 6 千万円、利息約 3 億 4 千万円の計約 18 億円となり、平成 23 年度当初予算（案）において、診療経費で計上している。

また、平成 23 年度の新規借入上限額は約 27 億円となり、今後 25 年間で利息を含め約 36 億 1 千万円を償還する。なお、借入は平成 23 年度末を予定している。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案どおり長期借入金償還計画等を承認し、役員会へ付議することとした。

（議事の 4）

● 就業規則の改正について

（浅原学長提案、河本理事（財務・総務担当）説明、別紙 4）

- ◇ 就業規則の主な改正点は、①職名及び職階の見直し、②職務付加手当、賞与（期末手当・勤勉手当）の見直し等、③地域手当の異動保障等の見直し、④義務教育等教員特別手当の見直し及び特殊勤務手当（ドクターヘリ搭乗手当）の新設、⑤大学教員の定年延長後の期間における非違行為等へ対応した退職手当関係、⑥病気休暇制度の見直し（ただし、平成 23 年 7 月 1 日施行予定）、⑦契約職員の本給表及び賞与額の見直しの 7 点である。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案どおり就業規則の改正案を承認し、各事業場の過半数代表者からの意見書を付して役員会へ付議することとした。

（議事の 5）

● 平成22年度における広島大学病院診療貢献手当の措置について

(浅原学長提案, 越智理事(医療担当), 河本理事(財務・総務担当)説明, 別紙5)

- ◇ 広島大学病院における診療活動に対する貢献が著しい医師・歯科医師等及び高い手術件数の維持等に対する貢献が著しい看護職員等の処遇改善を図ること等のため, 貢献手当を支給したい旨, 病院長から申入れがあった。

平成22年度の診療報酬改定に盛り込まれている勤務医の待遇改善の趣旨や昨年度支給した実績も踏まえ検討した結果, 「平成22年度における広島大学病院診療従事者に対する診療貢献手当に関する措置要項」及び「平成22年度における広島大学病院看護職員等に対する診療貢献手当に関する措置要項」を制定し支給することとしたい。なお, 東広島地区及び霞地区各事業場の過半数代表者からの意見聴取も行い, 趣旨について賛同を得ている。

以上のような提案・説明があり, 審議の結果, 原案どおり承認し, 役員会へ付議することとした。

なお, 下記の事項について質疑応答を行った。

- ・病院教職員の貢献度の評価方法について
- ・手当の支給に関する対外的な説明責任について

(議事の6)

● 役員の退職手当に係る業績の勘案について

(浅原学長提案・説明, 別紙6)

- ◇ 役員が職員となることに伴う退職手当については, この度の役員退任に伴う退職手当は支給しないが, 将来職員を退職する際の退職手当支給に当たり, 役員在職期間における業績の勘案を行う必要がある規定になっている。

平成23年3月31日限りで役員を退任する理事の退職手当に係る役員の在職期間(平成19年5月1日～平成23年3月31日)に対する業績勘案率は, 基本の「100/100」とする。

以上のような提案・説明があり, 審議の結果, 原案どおり業績勘案率は基本の「100/100」とすることを承認した。

(報告の1)

● 経営協議会学外委員からの指摘事項への対応について

(浅原学長報告, 資料1)

- ◇ 広島大学経営協議会(第11回～第29回)において学外委員から指摘のあった事項に対する本学の対応状況について, 資料により報告があった。